

宮城教育大学学生等表彰規程

平成23年10月12日制定

平成25年 2月 6日改正

(目的)

第1条 この規程は、宮城教育大学（以下、「本学」という）の学生等の表彰について必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この規程において、学生等とは、本学の附属幼稚園の幼児、附属小学校の児童、附属中学校の生徒及び附属特別支援学校の児童及び生徒、並びに本学の学生をいう。ただし、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生は除く。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は宮城教育大学学長賞及び宮城教育大学学長奨励賞とする。

(表彰基準)

第3条 宮城教育大学学長賞の表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について行う。

- 一 課外活動等の成果が特に顕著で、本学の課外活動等の振興に功績があり、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者であつて、次に掲げる者
 - ア 国際的又は全国的規模のスポーツ競技会等に出場し、優秀な成績を修めた者
 - イ 芸術文化活動において、国際的又は全国的規模の審査等で優秀な成績を修めた者
 - 二 学術研究活動に関するものであつて、国際的又は全国的規模の学会等で顕著な業績があり本学の名誉を著しく高めたと認められる者
 - 三 学校支援、青少年育成、海外協力、社会福祉、環境保全等のボランティア活動、人命救助、犯罪防止及び火災防止等の社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
 - 四 その他前各号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があつたと認められる者
- 2 宮城教育大学学長奨励賞の表彰は、宮城教育大学学長賞に準じる功績・業績等があつたと認められる個人又は団体に対して行う。

(申請)

第3条の2 宮城教育大学学長賞及び宮城教育大学学長奨励賞の申請は、別紙様式により本学の教職員が行い、附属校園長又は副学長の推薦を受けるものとする。

2 申請の受付は附属学校課又は学生課が行う。

(表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、附属学校運営委員会又は学生生活委員会の議を経て学長が行う。

(表彰)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、副賞を授与することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は学長が定める日に行う。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成23年10月12日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則(25規第2号)

この規程は、平成25年2月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。